

認定訪問療法士 要綱 細則 新旧対照表

旧	新
<p>(認定申請の手続き)</p> <p>第5条 要綱第7条を満たした会員は、要綱第4条第4項認定応用研修会受講後 <u>90日以内</u>に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、<u>10,500円</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 認定訪問療法士申請書(様式3)</p> <p>3 事例報告書(様式4)</p> <p>(認定更新の要件および申請手続き)</p> <p>第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、<u>10,500円</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 提出様式</p> <p>(1) 認定訪問療法士申請書(様式3)</p> <p>(2) <u>本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを1部</u></p> <p>(3) 以下(1から4)から1つ選択</p> <p>1 事例報告書(様式4) 2事例</p> <p>2 事例報告書(様式4) 1事例と活動報告書(様式5) 1例</p> <p>3 事例報告書(様式4) 1事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30ポイント以上</p> <p>4 活動報告書(様式5) 1例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30ポイント以上</p> <p>なお、更新ポイントについては、別に定めるものとする。</p> <p>3 認定更新は、認定有効期間満了日の1年前から申請できるものとし、申請手続き期間は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 認定有効期間満了月が1月から6月の会員の認定申請期間は、満了日前年の5月1日から6月末日とする。</u></p> <p><u>(2) 認定有効期間満了月が7月から12月の会員の認定申請期間は、満了日前年の11月1日から12月末日とする。</u></p>	<p>(認定申請の手続き)</p> <p>第5条 要綱第7条を満たした会員は、要綱第4条第4項認定応用研修会受講後 <u>100日以内</u>に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、<u>11,000円(税込)</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 認定訪問療法士申請書(様式3)</p> <p>3 事例報告書(様式4)(削除) <u>2事例(協会ホームページにて登録)</u></p> <p>(認定更新の要件および申請手続き)</p> <p>第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、<u>11,000円(税込)</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 提出様式</p> <p>(1) 認定訪問療法士申請書(様式3)</p> <p>(2) <u>本協会主催の学術大会発行の演題発表抄録(学術大会名がわかるもの)の写しを1部</u> <u>ただし、対象の学術大会は認定訪問療法士の有効期間内のものとする</u></p> <p>(3) 以下(1から4)から1つ選択し、<u>報告書については協会ホームページにて登録する</u></p> <p>1 事例報告書(様式4)(削除) 2事例</p> <p>2 事例報告書(様式4)(削除) 1事例と活動報告書(様式5)(削除) 1例</p> <p>3 事例報告書(様式4)(削除) 1事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30ポイント以上</p> <p>4 活動報告書(様式5)(削除) 1例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30ポイント以上</p> <p>なお、更新ポイントについては、別に定めるものとする。</p> <p>3 認定更新は、認定有効期間満了日の1年前から申請できるものとし、申請手続き期間は、<u>満了日前年の12月1日から満了年1月末日とする。</u></p> <p><u>次に掲げるとおりとする。(削除)</u></p> <p>(1) 認定有効期間満了月が1月から6月の会員の認定申請期間は、満了日前年の5月</p>

<p>(附則) 本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。 本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>1 日から 6 月末日とする。(削除) (2) 認定有効期間満了日が 7 月から 12 月の会員の認定申請期間は、満了日前年の 11 月 1 日から 12 月末日とする。(削除)</p> <p>(附則) 本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。 本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
---	---

認定訪問療法士の認定有効期間に関する申請規定 新旧対照表

旧	新
<p>(申請手続き) 第 3 条 申請手続きは、次に掲げる書類等を事実の発生後速やかに事務局に提出するものとする。 2 認定有効期間に関する申請書(様式 6) 3 第2条に該当する事由を証する書類等</p> <p>(附則) 本特則は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。 本特則は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。</p>	<p>(申請手続き) 第 3 条 申請手続きは、次に掲げる書類等を事実の発生後速やかに事務局に提出するものとする。 2 認定有効期間に関する申請書(様式 6) 3 第2条に該当する事由を証する書類等 4 認定審査会長が必要と認めた場合、会員からの申請手続きを省略し、認定審査会からの第5条に定める通知をもって完了することができる</p> <p>(附則) 本特則は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。 本特則は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。 本特則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>

認定訪問療法士の認定有効期間に関する申請規定 新旧対照表

旧	新
<p>(認定審査の結果不合格となった場合の処遇)</p> <p>第5条 <u>認定審査の結果不合格となった場合、応用研修会の再履修で改めて認定申請を行えるものとする。</u></p> <p>2 <u>ただし、次回の応用研修会が受講できない場合、資格は失効する。</u></p> <p>3 <u>再履修のための証明書類は、認定審査会が発行する審査結果通知書をもって替えることができる。</u></p> <p>(附則) 本規定は、平成28年11月6日から施行する。</p>	<p>(認定資格を失効した場合の処遇)</p> <p>第5条 <u>認定審査の結果不合格となった場合または申請期間内に新規もしくは更新申請を完了できなかった場合、</u>応用研修会の再履修で改めて認定申請を行えるものとする。<u>認定申請の方法はどちらの場合も新規申請に準ずる。ただし、どちらの場合も再履修後の認定申請は1回限りとする。</u></p> <p>2 <u>新規申請の場合は</u>次回の応用研修会が受講できない場合、<u>更新申請の場合は翌年度の応用研修会が受講できない場合に</u>資格は失効する。</p> <p>3 再履修のための証明書類は、<u>新規申請の場合は</u>認定審査会が発行する審査結果通知書<u>または応用研修の受講を証明できるもの、更新申請の場合は認定訪問療法士認定書</u>をもって替えることができる。</p> <p>4 <u>更新申請の場合は、</u>応用研修受講申請時に本協会主催の学術大会発行の演題発表抄録(学術大会名がわかるもの)の写しを1部提出するものとする。<u>ただし、申請できる演題発表抄録は、その学術大会の開催期間が失効した認定訪問療法士資格有効期間内のもの、または失効した日から受講しようとする応用研修会の開催日までのものとする。</u></p> <p>5 <u>過去に認定訪問療法士資格を失効した会員についても、失効した理由に関わらず令和5年4月1日より令和8年3月31日まで第5条の通り申請を行えるものとする。</u></p> <p>(附則) 本規定は、平成28年11月6日から施行する。<u>本規定は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>本規定第5条5項については、令和8年1月1日に限り、その効力を失う。</u></p>